

別紙 1 : 新庁舎規模設定根拠

基本構想において、総務省の起債基準で算定した新庁舎の必要面積は 6,246 m²となります。ただし、総務省起債算定基準は、庁舎を行政事務のオフィス及び議会の場であると想定したもので、最近の庁舎では、これらの基本的機能以外に防災拠点機能や市民利用機能など、様々な機能が求められています。

そのため、基準面積にそれらの面積を付加して必要面積を定める必要があります。この付加機能の面積にあたっては、他の自治体の事例に基づく付加機能の割合を参考とし算定を行います。

◆表 最近の他の自治体の事例における付加機能面積割合

名称	想定人口 (人)	想定 職員数 (人)	(A) 起債基準面積 (m ²)	(B) 付加機能面積 (m ²)	(B/A) 付加機能割合 (%)
延岡市	131,198	640	16,491	2,000	12.1
尾道市	144,247	512	11,615	1,120	9.6
天草市	89,065	570	15,366	1,900	12.4
国東市	30,000	268	6,002	1,350	22.5
豊後大野市	30,000	170	4,274	855	20.0
宇佐市	50,000	496	11,453	2,370	20.7
全体平均					16.2

上記のとおり、他の自治体の事例における付加機能の平均割合は、16.2%であることから、付加機能として16% (999 m²) 程度を加算すると 7,245 m²となります。したがって、庁舎規模は概ね 7,200 m²と想定できます。

◆表 庁舎面積根拠

用途	庁舎					⑥ 付加機能
	総務省起債算定基準 (※詳細は基本構想による)					
	① 事務室	② 倉庫	③ 会議室	④ 通行部分	⑤ 議事堂	
概要	執務室 幹部室	倉庫 書庫	会議室 便所 更衣室 機械室 その他	玄関 階段 廊下 その他	議場 委員会室 その他	市民ホール 情報コーナー 情報機器室 災害対策機能 その他
面積 (m ²)	1,921	249	1,792	1,584	700	954
小計 (m ²)	6,246					
合計 (m ²)	7,200					